

毎日のお仕事お疲れ様です。
今年も残りわずかとなりました。健康に留意され、新たな年をお迎えください。
さて、今回の「おさめーるだより」は、来年2月から始まる『申告』と、申告書等に記載が必要となる『マイナンバー（個人番号）制度』について、お知らせします。



平成28年中の所得の申告受付期間は、平成29年2月7日(火)から平成29年3月15日(水)までとなっています。下記に該当する方は、必要書類を持参のうえ、平成29年1月に全戸配布予定の『平成29年度市県民税申告について(お知らせ)』に記載の申告会場へお越しください。

◆申告書を提出しなければならない人◆

- ① 営業、農業、その他事業(大工、左官、ホステスなど)、不動産、一時(生命保険金等の満期返戻金)、土地・建物等の譲渡所得などの所得があった人
- ② 給与所得者のうち次のような人
 - ・勤務先から給与支払報告書の提出がされていない人
 - ・平成28年中に就職や退職をした人で年末調整の済んでいない人
 - ・不動産や年金など給与以外にも所得のあった人

※給与所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です(農業、漁業、外交員報酬等)。

- ③ 年金、恩給など公的年金の受給者のうち、次のような人
 - ・不動産や給与など公的年金以外に所得のあった人
 - ・社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除等を受けようとする人

※公的年金収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要とされる人も市県民税の申告は必要です。

◆申告の際用意していただくもの◆

- ① 市県民税申告書
- ② 印鑑
- ③ 個人番号カード又は個人番号通知カード(申告する方だけではなく、被扶養者(扶養されている方)や事業専従者の分も必要です。番号をメモ等して持参することも可能です。)、身元確認のための運転免許証、身体障害者手帳など。※個人番号カード保持者については、身元確認書類は不要です。
- ④ 平成28年中の収支を明確にできるもの〔源泉徴収票、農協・漁協等の出荷証明書(※農協以外に出荷している場合も必ず出荷証明書等を持参してください。)] 収支差引簿、預金通帳、経費の領収書等(領収書は漏れの無いようすべて持参してください。)]

※平成26年1月から、事業所得(営業、農業)、不動産所得、山林所得が生ずべき業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となっていますので、関係資料を持参してください。

- ⑤ 平成28年中に支払った社会保険料などの領収書や生命保険料などの控除証明書など。(国民年金については、領収書又は預金通帳を持参して下さい。)
- ⑥ 障害者控除を受ける人は障害者手帳や福祉事務所長発行の障害者控除対象者認定書など。
- ⑦ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書(病院・薬局ごとに仕分けをしてきてください。)

※国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者は、28年中が無収入の方や非課税収入(障害年金や遺族年金等)のある方も全員申告が必要です。※申告をされないと、軽減措置が適用されません。

マイナンバー（個人番号）を記載した 申告書等の提出時の本人確認書類について

平成28年1月1日、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始にともない、平成28年中以降の所得申告から、申告書等にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。被扶養者（扶養されている方）や事業専従者の番号記載も必要です。

また、個人番号を記載した申告書を提出・郵送する際には、本人確認書類（個人番号を確認する書類及び個人番号の正しい持ち主であることの身元を確認する書類）の提示又は送付が必要となります（代理人が申請される場合は、委任状及び代理人の方の身元確認書類が必要です。）。

◆「個人番号カード」を持っている場合◆



①「個人番号カード」のみ持参してください。1枚で「番号確認」と「身元確認」が可能です。

↑個人番号カード

◆「個人番号カード」を持っていない場合◆



①「番号確認」のための書類：
『通知カード』（紙製）又は個人番号が記載された住民票の写し

②「身元確認」のための書類：
・1点でいいもの→運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など。
・2点必要なもの→国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、公共料金の領収書（発行日から6か月以内のもの）など

↑通知カード（紙製）

◆代理人が申請する場合◆

- ①申告者の「番号確認」のための書類：個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
- ②代理人の「身元確認」のための書類：運転免許証、パスポート、税理士証票など
- ③代理権を証明する書類：申告者が作成した委任状（原本）※同一世帯員であれば委任状は不要。ただし、同一住所でも別世帯の場合は、委任状が必要です。税務代理権限証書（税理士等）

◆被扶養者（扶養されている人）や事業専従者の個人番号について◆

被扶養者や事業専従者の「個人番号」についても記入する必要があります。「個人番号カード」や「通知カード」（紙製）などを持参していただくか、番号をメモ用紙等へ書き写してきてください。（番号の照合は不要です。）



申告に関するお問い合わせ先	西之表市役所 税務課市税係 22-1111（内線233・229）
個人番号カードや通知カードに関するお問い合わせ先	西之表市役所 市民生活課市民係 22-1111（内線301・302）